第二十二条の三　法第二十二条の二第二号から第四号までの規定による施設及び記録は、次のとおりとする。

一・二　（略）

三　病院の管理及び運営に関する諸記録は、過去二年間の従業者数を明らかにする帳簿、高度の医療の提供の実績、高度の医療技術の開発及び評価の実績、高度の医療の研修の実績、閲覧実績、紹介患者に対する医療提供及び他の病院又は診療所に対する患者紹介の実績、入院患者、外来患者及び調剤の数並びに第九条の二十の二第一項第一号から第十三号の二まで及び第十五条の四各号に掲げる事項の状況、第一条の十一第一項に規定する体制の確保及び同条第二項に規定する措置の状況を明らかにする帳簿とする。

別表第一（第一条の二の二関係）

第一　管理、運営及びサービス等に関する事項

一・二　（略）

三　院内サービス等

イ　共通事項　(1)については助産所を除く。

(1)　（略）

(2)　外国人の患者の受入れ体制として厚生労働大臣が定めるもの

(3)　（略）

(4)　車椅子等利用者に対するサービス内容として厚生労働大臣が定めるもの

(5)　（略）

ロ～ニ　（略）

四　費用負担等

イ　共通事項　(2)(iv)及び(v)については診療所を、(2)及び(3)については歯科診療所及び助産所を除く。）

(1)～(3)　（略）

(4)　電子決済による料金の支払いの可否

ロ　（略）

第二　提供サービスや医療連携体制に関する事項

一　診療内容、提供保健・医療・介護サービス

イ　病院

(1)　医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療従事者の専門性に関する事項として厚生労働大臣が定めるもの

(2)～(12)　（略）

(13)　地域医療連携体制

(i)～(iii)　（略）

(iv)　産婦人科又は産科以外の診療科での妊産婦に対する積極的な診療の実施の有無

(14)　（略）

ロ　診療所

(1)　医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療従事者の専門性に関する事項として厚生労働大臣が定めるもの

(2)～(12)　（略）

第二十二条の三　法第二十二条の二第二号から第四号までの規定による施設及び記録は、次のとおりとする。

一・二　（略）

三　病院の管理及び運営に関する諸記録は、過去二年間の従業者数を明らかにする帳簿、高度の医療の提供の実績、高度の医療技術の開発及び評価の実績、高度の医療の研修の実績、閲覧実績、紹介患者に対する医療提供及び他の病院又は診療所に対する患者紹介の実績、入院患者、外来患者及び調剤の数並びに第九条の二十の二第一項第一号から第十三号まで及び第十五条の四各号に掲げる事項の状況、第一条の十一第一項に規定する体制の確保及び同条第二項に規定する措置の状況を明らかにする帳簿とする。

別表第一（第一条の二の二関係）

第一　管理、運営及びサービス等に関する事項

一・二　（略）

三　院内サービス等

イ　共通事項　(1)については助産所を除く。

(1)　（略）

(2)　対応することができる外国語の種類

(3)　（略）

(4)　車椅子利用者に対するサービス内容として厚生労働大臣が定めるもの

(5)　（略）

ロ～ニ　（略）

四　費用負担等

イ　共通事項　(2)(iv)及び(v)については診療所を、(2)及び(3)については歯科診療所及び助産所を除く。）

(1)～(3)　（略）

(4)　クレジットカードによる料金の支払いの可否

ロ　（略）

第二　提供サービスや医療連携体制に関する事項

一　診療内容、提供保健・医療・介護サービス

イ　病院

(1)　医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療従事者の専門性に関する資格の種類として厚生労働大臣が定めるもの及びその種類毎の人数

(2)～(12)　（略）

(13)　地域医療連携体制

(i)～(iii)　（略）

（新設）

(14)　（略）

ロ　診療所

(1)　医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療従事者の専門性に関する資格の種類として厚生労働大臣が定めるもの及びその種類毎の人数

(2)～(12)　（略）